

美濃加茂市立西中学校いじめ防止基本方針

H26. 4. 1 策定
H28. 4. 1 改定
H29. 5. 1 改定
H30. 2. 7 改定
R2. 2. 17 改定
R5. 4. 1 改定

はじめに

ここに定める「美濃加茂市立西中学校いじめ防止基本方針」は平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法：2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じるものをいう。

(2) 基本認識教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」
- ・「いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長や人格形成に多大な影響を与え、時には生命や身体に重大な危険を生じさせる可能性がある人権に関わる問題である。

(3) 学校としての構え

- ・学校は、生徒の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、生徒を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、生徒一人一人に徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、生徒一人一人を大切にす教職員の意識や日常的な態度を醸成する。

- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

※「いじめの解消」の定義

少なくとも次の2つの要件が満たされていること

○いじめにかかわる行為が少なくとも3カ月以上止んでいること

○被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと（本人、保護者との面談を通じて確認する）

2 いじめの未然防止のための取組

（1）魅力ある学級・学校づくり

- ・めざす学校「自主的な活動と学力の定着を図る授業」「値打ちあることに本気で取り組む・共に頑張る仲間を思いやる」「あたり前を積み重ねて特別にする」「美しく整った学校」を学校経営の根幹に置き、すべての教育活動への指導に常に関わらせながら、生徒一人一人の学校生活が安心・充実するものにする。
- ・生徒会活動の4本柱（「授業」「挨拶」「掃除」「合唱」）を中心に、生徒が本質的に願うよりよい生活に向かうための声を拾い上げ、その実現に向けての施策を全校に啓発していく活動を通して、生徒が主体的に問題解決に取り組めるように指導をする。
- ・全ての生徒が部活動に参加し、志を一にする集団の中での自分の役割を見つけ、やりがいを感じるとともに、自分の良さを伸ばすことができるように指導をする。
- ・全ての生徒が、主体的に活動したり、互いに教え合ったり認め合ったりする中で、「わかった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。

（2）生命や人権を大切にす指導（豊かな心の育成）

- ・教育活動全体を通じて、生徒一人一人について命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との触れ合い（若狭研修）や幅広い世代との交流（職場体験学習・保育園実習等・東京研修）、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・人権講演会や生徒会人権集会を通して、他の人の思いや行動について知り、誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることをするための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育み、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

- (3) 全ての教育活動を通して指導（自己指導能力の育成）
- ・教育活動全体を通じて、以下の4点を留意した指導を充実する。
 - ① 生徒一人一人の位置付けを明確にし、自己存在感を与える。
 - ② 共感的な人間関係を育成する。
 - ③ 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する。
 - ④ 自己決定した活動をやりきる姿を認め、達成感・自己有用感を与える。
- (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
- ・携帯電話やスマートフォンなどのSNS機器や通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
 - ・インターネット上のトラブル事案やSNS機器の使い方について、生徒会が計画・運営する生徒間の話し合いや、保護者や地域の方も交えた交流会等自治的な活動を充実する。（小中学生サミットへの参加・SNS機器における学校・家庭のルール作りの推進）
 - ・トラブル事案発生時の対応
後述 P6 6 いじめ問題発生時の対応を参照

3 いじめの早期発見・早期対応

- (1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実
- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、チェックシートの活用、定期的なアンケート（Q-Uアンケートや教育相談アンケート）の実施等、多様な方法で生徒のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
 - ・年間3回のいじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ未然防止・対策委員会」（「4 いじめ未然防止・対策委員会の設置」参照）で学校の状況等を確認し、対策を検討する。
 - ・いじめ未然防止・対策委員会の存在を生徒に広めることを通して、生徒に教職員がいじめに対して組織で対応していることを認識させるとともに安心感をもたせる。
 - ・学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーや相談員の役割を明確にし、協力体制を整える。
- (2) 教育相談の充実
- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日ごろから生徒理解に努める。

- ・ 6月と10月に教育相談週間をもち、事前に行った教育相談アンケート（記名式）等をもとに生徒が置かれた状況や気持ちを理解することに努める。
- ・ 日ごろから傍観者や観衆の立場に身を置くことがいじめに加担していることになることを話すことで生徒の心の育成を図り、生徒が身の周りで起きているいじめに対し早急に教職員に伝えるなどの対応をとることができるようにする。
- ・ 問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって生徒の相談に当たる。
- * 生徒の変化に組織的に対応できるよう、相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解したうえで協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

（3）教職員の研修の充実

- ・ 年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行い、「いじめ防止 これだけは！」「教育相談 これだけは！」といった各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりするなど、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。
- ・ いじめの事案があった際には、その事案から生じた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。

（4）保護者との連携

- ・ 家庭訪問をもとに家庭や地域での状況を把握したり、教育相談の内容を必要に応じて電話連絡や三者懇談で保護者に伝えたりすることを通して、保護者と密な連絡を取り合う。
- ・ 全体に啓発する内容や保護者の協力を得たい場合については、学年・学級懇談会や学校・学年・学級通信で知らせる。
- ・ いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の生徒にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、いじめる生徒自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。いじめの問題がこじれたりすることがないように、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、生徒の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

（5）関係機関との連携

- ・ いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日ごろから教育委員会や市教育センター、市子ども課、加茂署、中濃子ども相談センター、民生児童委員、学校評議員等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- ・ SNS 上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。

学校職員：校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談コーディネーター、養護教諭
 学校職員以外：保護者代表、学校運営協議会委員、スクールカウンセラー、主任児童委員等

- * 学校職員以外のメンバーについては、年間2回の拡大委員会時に召集する。
- * いじめ問題発生時は、緊急委員会として校長、教頭、生指、学主を速やかに招集し、対応を検討する。なお、急を要する場合、緊急委員会は過半数の参加をもって会を開催することができる。

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

学期	月	学校行事等	いじめ対策委員会	未然防止	早期発見	思いやりの教育	諸機関との連携
1 学期	4	始業式 入学式 対面式 PTA総会 学年PTA	第1回いじめ対策委員会 〈研修〉 基本方針、年間計画の共通理解	〈研修〉 授業規律	生活アンケート 〈研修〉 情報集約の仕方	西中の伝統の具体的な姿を確認 (授業、挨拶、掃除、合唱)	PTA総会 学年PTA
	5	命を守る訓練 教育相談	第2回いじめ対策委員会 集約内容の共有	体育大会の練習による異年齢交流	生活アンケート ●ハイパーQU 保護者からの聞き取りと情報集約	道徳：思いやり	地域・学校サポートチーム会議
	6	体育大会 期末テスト	第3回いじめ対策委員会	合唱による異年齢交流	●生活アンケート 教育相談等アンケート 教育相談	道徳：思いやり	
	7	1年野外研修 中体連大会 PTA参観日 1学期終業式 夏季休業日	第4回いじめ対策委員会(拡大) 1学期の評価と2学期の目標と活動計画の確認	ネット利用に関する意識調査と講話による人権集会	●生活アンケート アンケート結果の集約		

2 学 期	8	環境整備ボランティア 2学期始業式		〈研修〉 自己有用感を味わ わせる実践			
	9	夏季作品展 2年福井研修 3年東京研修	第5回いじめ対策 委員会 ←	居場所づくり、絆づ くりを意図した学級 経営	●生活アンケート		
	10	2年勤労体験 命を守る訓練 3年三者懇談 1,2年教育相談			●生活アンケート 教育相談等ア ンケート 教育相談		
	11	PTA 参観日 資源回収 期末テスト 人権集会	第6回いじめ対策 委員会 ←	合唱による異年齢 交流	●生活アンケート QUアンケート アンケート集 約	道徳:思いやり・ 礼儀	
	12	三者懇談 新1年体験入学 合唱祭 2学期終業式	第7回いじめ対策 委員会 ←	生徒会によるいじ めに関する意識調 査と人権集会	●生活アンケート 保護者、本人 からの聞き取 りと情報集約	道徳:思いやり・ 寛容な心	
3 学 期	1	3学期始業式 1,2,3年実力テスト 3年期末テスト			●生活アンケート		
	2	合唱祭 PTA参観日 1,2年期末テスト 3年巣立ち活動	第8回いじめ対策 委員会(拡大) 年間計画の修正		●生活アンケート アンケートおよ び集約	道徳:友情	地域・学校サポ ートチーム会議
	3	活動継承の会 卒業式 命を守る訓練 修了式、離任式	次年度に向けた、 基本方針、年間計 画の確認		●生活アンケート	道徳:感謝	小中引き継ぎ

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・「いじめ対策緊急委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的かつ丁寧に事実確認を行う。

- ・ いじめの事実を確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ・ いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら生徒への指導に当たる。
- ・ 保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・ いじめを受けた生徒に対しては、保護者と連携しつつ生徒を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

[大まかな対応順序]

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 管理職等への報告と緊急委員会での対応方針の決定
- ③ 事実関係の丁寧で確実な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分に聞き取る。）
- ④ 関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や子ども相談センター等との連携）
- ⑤ いじめを受けた側の生徒のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- ⑥ いじめた側の生徒への指導（背景についても十分に踏まえた上で指導する）
- ⑦ 保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた側の生徒及び保護者への謝罪を含む）
- ⑧ 経過の見守りと組織的な支援（保護者との連携）

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

- ・ いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき等については、以下の対応を行う。

[主な対応]

- ・ 教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・ 当該重大事態と同種の事態発生防止に資するため、教育委員会の指導の下、いじめ防止未然防止・対策委員会が中心になり事実関係を明確にするために調査に当たる。
- ・ 上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供するとともに、当該生徒のケアを行う。
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見の取組に関すること
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報等の取扱い

○個人調査（アンケート等）について

- ・アンケートの質問用紙や原本等の一次資料の保存期間は最低でも当該生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告は、指導要録との並びで保存期間を5年とする。